ERIおこしやす京都支店

2019. Vol.32



京都支店からのお知らせ

- 京都市からのお知らせ … P2
- 建築基準法に関するお知らせ … P3 P5
- 建築物省エネ法(省エネ適判)に関するお知らせ … P6 P7
- 支店からのお知らせ ··· P8

京都市からのお知らせ

【京都市】中間検査(特定工程)の告示改正

令和元年8月30日に中間検査の市告示が改正され同日施行されました。本改正はこれまでの中間検査 の運用を明文化する改正であり、内容を変更するものではございません。

鉄骨造の建方工事に関する特定工程の文言を「最初の床版を取り付ける工事工程」から「主として鉄骨造の部分により支持される最初の床版を取り付ける工事の工程」に改正するため、確認申請書、概要書、中間検査申請書および中間検査合格証棟の特定工程欄に影響がございますのでご注意ください。

令和元年8月30日付 京都市告示第309号

	建築物	基礎工事に関する工程		建方工事に関する工程	
対象建築物		特定工程	特定工程後の 工程	特定工程	特定工程後の工 程
(1) 屋除又と用積上供る共宿すそる準「う1の定申にじ上のに床5ル(てう」(る特そるの平超下築う造成、はし住のをす。同舎るの部法法)又第よにる)階はす積平超下宅、別)途建用分計メる特別、部住(分住も、宅用築途((」第は1る係。がにそるの方え「等、欄に築途のが一も定」がのを宅延ののの長又途物に建以と6第項確る以2あの部合メる2」 表に供物に床1トの特と部階のを宅延ののの長又途物に建以と条6の認部下階る用分計しも階と 第掲すで供面のル(殊とのというのでは、1月に屋はにで供築以と条6の認部下階のでは、1月のでは、1	(1)2階建で住宅等		-	土台では、は(おいま)り以い軸、は(おいまで)に、大いにのが、はのがでで、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	木造の軸組をで う床、壁及び 天井の工程法とは、体 を設け体 のででである。 を設けないである。 を設けないである。 を受びたる工事のである。 を設ける工程。 を設ける工程。
	(2) 地階を除く階数 が1以下の特定特殊 建築物	基礎又は地 中はりの配 筋工事の工 程	基礎又は地中 はりのコンク リートを打設 する工事の工 程	_	П
	(3) 地階を除く階数 が2以上の木造の特定 特殊建築物	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中 はりのコンク リートを打設 する工事の工 程	木造の軸組を金 物等に工事の工法に かってはは、木材で を設定して、本材で、 を設定して、 を記述して、 を設定して、 を設定して、 を記述して を記述して を記述して を記述して を記述して を記述し を記述し を記述し を記述し を記述し を記述し を記述し を記述し	木造た が が が が 大き の を を を を を を を を を を を を は に の で は に の で と の に は の の で と は の で を を を の で と の で は の で と の で の で は の で の で は の で の で は の で の で は の で の で の で の で の で の で の に の で の で の で の で の に の の に に に の に の に に に に に に に に に に に に に
	(4) 地階を除く階数 が2以上の鉄骨造の特 定特殊建築物	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中 はりのコン打設 リートを打設 する工事の工 程	主として鉄骨造の部分により支持される最初の床版を取り付ける工事の工程	鉄被事外工でにるンと 育りでは、 をを外工でにるンと をを外工でにるンと がよりがれっている との持成した。 がよりがない。 との特殊によりでする。 との特殊によりでする。 との特殊によりでする。 との特殊によりでする。 との特殊によりでする。 との特殊によりでする。 との特殊によりできる。 との特殊によりできる。 との特殊によりできる。 との特殊によりできる。 との特殊によりできる。 との特殊によりできる。 との特殊によりできる。 との特殊によりできる。 との特殊によりできる。 との特殊によりできる。 との特殊によりできる。 との特殊によりできる。 とのものは、 とのものものは、 とのものは、 とのものは、 とのものは、 とのものは、 とのものは、 とのものは、 とのものは、 とのものは、 とのものは、 とのものは、 とのものは、 とのものは、 とのものは、 とのものは、 とのものは、 とのものは、 とのものは、 とのものものは、 とのものは、 とのものは、 とのものは、 とのものは、 とのものは、 とのものは、 とのものは、 とのものは、 とのものものは、 とのものものものものものものものものものものものものものものものものものものも
	(5) 地階を除く階数 が 2以上の鉄筋コンク リート造又は鉄骨鉄 筋コンクリート造の 特定特殊建	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中 はりのトを打設 する工事の工 程	2階の床及びこれ を支持するはり に鉄筋を配置す る工事の工程	2階の床及びこれ を支持するはり のコンクリート を打設する工事 の工程
	(6) 地階を除く階数 が2以上の特定特殊建 築物で構造の種別が 混合したもの	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中 はりのコン打設 リート工事の工 程	2階の床を支持する構造の区ののでは では、(3)のではから(5)ののます工事に を持続している。 では、(3)では、(3)では、(5)のでは、(5)のでは、(5)のでは、(5)	2階の床を支持 する構造の図の原でである構造の図の項でである はでのの図の項でである。 をできるでは、20回でである。 では、20回でである。 では、20回でである。 では、20回でである。 では、20回でである。 では、20回でである。 では、20回でである。 では、20回では、2

建築基準法に関するお知らせ

- ■昨年10月に改正されたバリアフリー法施行令のうち、ホテル・旅館の車いす使用者用客室の設置基準の強化が本年9月1日に施行されています。
 - ※改正後の規定は、施行後に着手する建物に(用途変更を含む)ついて適用されます。

ホテル又は旅館のバリアフリー客室設置数の基準見直し(案)

❷ 国土交通省

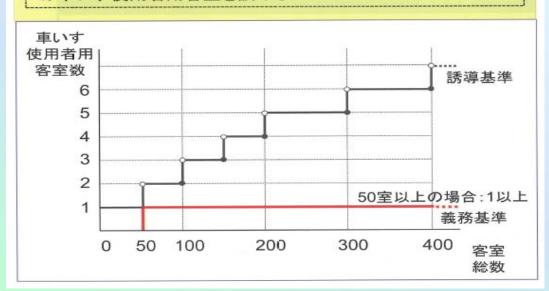
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第15条の政令改正により、 延べ面積2,000㎡以上、かつ50室以上のホテル又は旅館に義務付けられる、車いす使用者用客室の設置数に ついて、客室の総数に対する割合で定めるよう見直しを行う。

現行

○ 客室の総数が50室以上の場合は、1以上の車いす 使用者用客室を設ける

【誘導基準】

客室の総数が200以下の場合は、客室の総数の2%以上 客室の総数が200超の場合は、客室の総数の1%+2以上 の車いす使用者用客室を設ける

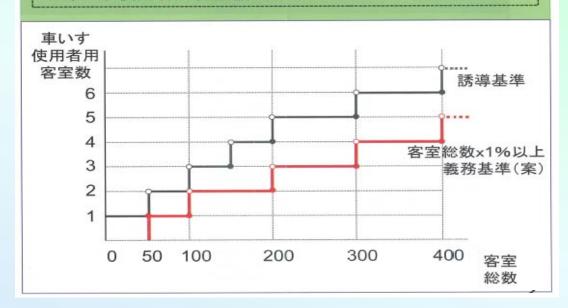


改正後

○ 客室総数が50室以上の場合は、**客室の総数の** 1%以上の車いす使用者用客室を設ける

【誘導基準】

客室の総数が200以下の場合は、客室の総数の2%以上 客室の総数が200超の場合は、客室の総数の1%+2以上 の車いす使用者用客室を設ける



新旧対照表(確認審査に関係しない改正部分については記載を省略しています)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(抄)

改正後	改正前	
(ホテル又は旅館の客室) 第 15 条 ホテル又は旅館には、客室の総数が 50 以上の場合は、 <u>車椅子使用</u> 者が円滑に利用できる客室(以下「 <mark>車椅子使用者用客室</mark> 」という。)を <mark>客室の 総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、そ の端数を切り上げた数)以上</mark> 設けなければならない。	(ホテル又は旅館の客室) 第 15 条 ホテル又は旅館には、客室の総数が 50 以上の場合は、 <mark>車いす使用 者が</mark> 円滑に利用できる客室(以下「 <mark>車いす使用者用客室</mark> 」という。)を 1 以上 設けなければならない。	

※ 表現の整理にかかる改正について

整理の対象となる表現			左の改定が行われた条文	
	改正後	改正前	在の収定が打われた宋文	
漢字への変更	車椅子	車いす	第14条第1項第1号、第15条第2項、第17条第1項、第2項、第18条第1 項第2号、第3号、第18条第2項第2号ロ、第3号ロ、ハ、第5号イ、ホ、 チ (2)、リ (2)、第6号、第7号ロ、ハ、第22条第4号、第6号	
	<mark>全て</mark>	<mark>すべて</mark>	第18条第1項	
	籠	<mark>ు చ</mark>	第18条第2項第5号イ、ロ、ハ、ホ、ヘ、ト、チ (1)、(2)、リ (2)、 (3)	

■小規模飲食店等の消火器具設置基準が改正されました (2019年10月1日施行)

平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市大規模火災の教訓を踏まえ、消防法施行令が改正され、小規模な飲食店に対する「消火器具」の設置義務の範囲が拡大されました。 消火器具を設置しなければならない防火対象物として、消防法施行令別表第1(3)項 (飲食店等)に掲げる防火対象物で、延べ面積が150平方メートル未満のもののうち、 火を使用する設備又は器具(防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられ たものを除く。)を設けたものが追加されます。



建築物省エネ法(省エネ適判)に関するお知らせ

建築物省エネ法が改正(令和元年5月17日公布)されました

施行日(実際に運用が開始する日)は、公布後、6か月以内/2年以内(下記資料参照)



建築物省エネ法が 改正されました



- ▶省エネ基準への適合義務制度の対象が、 300㎡以上の非住宅建築物に拡大 されます
- ●300㎡未満の小規模住宅・建築物に ついて、建築士から建築主への省エネ 性能に関する説明が義務づけられます

国土交通省 住宅局 住宅生産課 建築環境企画室 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html



建築物省エネ法(省エネ適判)に関するお知らせ

建築物省エネ法が改正(令和元年5月17日公布)されました

施行日(実際に運用が開始する日)は、公布後、6か月以内/2年以内(下記資料参照)

【改正の概要】

建築物

住宅

大規模 (2,000m以上)

(300m以上 2,000m未満)

適合義務制度の 対象を拡大

【中規模建築物を新たに追加】

届出義務制度の 審査手続き合理化

小規模

中規模

🕙 建築士から建築主への説明義務制度を創設

 住宅トップランナー制度**の

 対象を拡大

※住宅を大量に供給する大手住宅事業者を対象に、目標年度を示した上で、トップランナー基準(省エネ基準を上回る基準)の達成を誘導する制度

▶オフィスビル等に対する措置◆



省エネ基準への適合義務制度の対象を 300㎡以上の中規模建築物に拡大

※改正前は2000m以上の大規模建築物が対象 省エネ基準への適合が、建築確認や完了検査時に審査・検査されます



性能向上計画認定制度(容積率特例制度)の対象に、 複数の住宅・建築物の連携による取組みを追加

※複数の住宅・建築物の連携により認定を取得した場合、一定の要件を満たせば、省エネ街区形成事業(補助事業)の対象となります

▶戸建住宅等に対する措置◆



建築士から建築主に対する省エネ性能の説明義務制度を創設 ※分譲住宅・賃貸住宅の売主・仲介事業者等に対して購入者・賃借人への説明を義務づけるものではありません



住宅トップランナー制度の対象に、注文戸建住宅・ 賃貸アパートを供給する大手住宅事業者 ※を追加



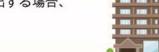
※改正前は建売住宅を年間150戸以上供給する事業者が対象※対象事業者は、注文住宅は年間300戸以上、賃貸アバートは年間1,000戸以上供給する事業者とすることを予定

マンション等に対する措置◆



民間審査機関による評価書を提出する場合、 届出期限を着工の3日前に短縮

※改正前は着工の21日前までに届出が必要 ※民間審査機関による評価書は、住宅性能評価書等を想定



◆その他の措置◆



地域の自然的条件等の特殊性を踏まえて、 地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入

支店からのお知らせ

◆留守電切替時間 変更 のご案内(4/1より変更しております)

4月の労働基準法等改正施行への対応等から働き方を見直す対応が求められており、留守電切替時間を全社で統一することとなりました。

変更内容 留守電切替時間を 18:00 から 17:30 へ統一 (全社統一)

ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

◆改元に関するご案内

改元以降に提出される各種書類は「平成」表記部分を「令和」に訂正または「令和」に変更した書類を 使用してください。

「平成」表記部分を「令和」へ訂正される場合は、「平成」に二重線を引いて「令和」をご記入ください。 ※訂正印は必要ありません。

※ERI申請ツールも更新されております。

◆提携駐車場のご案内

京都支店へお車でご来社の方は京都市営御池地下駐車場をご利用ください。

「一時間の無料駐車券」を差し上げます。

案内地図はERI HP 「京都支店からのお知らせ」のページをご覧下さい。

◆@ERI俱楽部についてもぜひご登録をお願いいたします。

ご登録は http://www.j-eri.co.jp/ericlub/ericlub_top.html より ご登録いただきますと本社よりメールマガジンの配信等をさせていただきます。

◆お電話でお問い合わせの前に・・・・HPでらくらく進捗確認!

ERIのHPでは、確認受付番号(仮受付の場合も番号は同じです)と建設地をご入力いただくと、確認申請の審査状況が確認できます。 ぜひご利用ください。



####